

お申込書送付先：0748-37-6982 ※本申込書に別添1、2の書類を添えてご提出ください

お申込日 西暦 年 月 日

※登録 No. —

※登録 No.欄は記入しないで下さい。(事務局記入)

入会希望月

月入会希望

JBN・滋賀県木造住宅協会正会員入会申込書

(一社)JBN・(一社)滋賀県木造住宅協会の活動趣旨に賛同し、定款・規程・規約・定款等を承諾の上、JBN 正会員として入会を申込みます。

■所属団体名

JBN 連携団体名	(一社)滋賀県木造住宅協会
-----------	---------------

■企業情報

(フリガナ)		(フリガナ)		
会社名		代表者		
		生年月日	西暦 年 月 日	代表者印
所在地	(〒 —)			
TEL		FAX		
E-Mail	☐ あり ☐ なし @			
H P	☐ あり(http://) ☐ なし			
添付書類	【様式1 別添1】「暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書」1～6 までの記載事項に対して確約し表明します。		確認欄	☐ はい
	【様式1 別添2】「正会員 誓約書」1～9 までの記載事項について確約します。		確認欄	☐ はい
建設業許可番号	次の(1)と(2)のいずれかに☑の上、ご記入下さい。			
	☐ (1) 許可取得済み ⇒ 以下記入			
	☐ 大臣 又は ☐ 知事 許可番号()第 号			
	☐ (2) 許可業者予定 ⇒ 以下記入			
	許可申請予定年 (西暦 年) ※原則入会申請日より5年以内としてください。			
	※ 入会時点で建設業許可を取得していない事業者様については、会員規約別表2に記載の専任技術者(又は主任技術者等)について JBN よりお尋ねしますので、その際にご協力下さい。			
設計事務所登録番号	☐ 登録無し ☐ 登録済み 以下記入			
	知事 登録番号 ()第 号			
宅地建物取引業免許番号	☐ 免許無し ☐ 免許あり 以下記入			
	☐ 大臣 ☐ 知事 免許()第 号			

お申込書送付先 : 0748-37-6982 ※本申込書に別添 1、2 の書類を添えてご提出ください

有資格者等情報			
一級建築士 名		取得代表者氏名(1名) 名	
二級建築士 名		取得代表者氏名(1名) 名	
木造建築士 名		一級大工技能士 名	宅地建物取引主任者 名
従業員数	名	うち大工社員 名	専属大工 名
資本金	千円		
直近概算実績 (年、年度、会計年度 いずれも可)	新築工事	リフォーム工事	その他事業等
	千円	千円	千円

新築住宅・リフォーム工事 瑕疵保険事業者登録情報				
新築又は、リフォーム瑕疵 保険の事業者登録の有無 登録している保険法人に ○をつけてください。 例1  例2 	新築・ リフォーム	株式会社住宅あんしん保証	新築・ リフォーム	住宅保証機構株式会社
	新築・ リフォーム	株式会社日本住宅保証検査機構	新築・ リフォーム	株式会社ハウスジーマン
	新築・ リフォーム	ハウスプラス住宅保証株式会社		現在登録無し
元請けとして請け負う住宅 リフォームの工事種類 ○をつけてください。 (複数回答可)		構造・防水工事を含む戸建住宅 のリフォーム工事		内装・設備工事 (構造・防水工事を含まない工事をいう。)
		マンション共用部分の修繕		

■連絡先(企業情報と異なる場合、記入して下さい。)

(フリガナ)			
担当者名			
部署・役職			
連絡先住所	(〒 —)		
TEL		FAX	
E-Mail	☐ あり ☐ なし @		

JBN 事務局使用欄

H	SH	D	So	Si
---	----	---	----	----

お申込書送付先 : 0748-37-6982 ※本申込書に別添 1、2 の書類を添えてご提出ください

■その他

会社理念	
住宅のこだわり	
他団体所属	☐ あり () ☐ なし
紹介者名	
ご入会経緯	
ご入会目的	
備考	

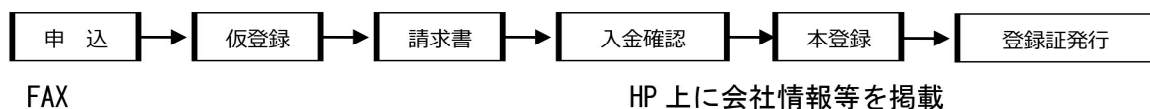
■一般社団法人 滋賀県木造住宅協会 会員登録種別および年間登録料

会員種別	資格	対象	支援内容	年間登録料
正会員	建設業許可業者および入会から5カ年以内に許可業者となる事業者	JBN 連携団体会員所属または、JBN 直接登録の工務店は、JBN 直接登録の工務店	滋賀県木造住宅協会からの対象支援サービス	36,000 円
A 種賛助会員	当協会の目的に賛同し、協力、共存、共栄を図る関係事業者	JBN 連携団体会員所属または、JBN 直接登録の工務店を支援する販売店・材木店	滋賀県木造住宅協会からの対象支援サービス	36,000 円
B 種賛助会員	当協会の目的に賛同し、協力、共存、共栄を図る関係事業者	メーカー・商社・協力団体	滋賀県木造住宅協会からの対象支援サービス	36,000 円
C 種賛助会員	当協会の目的に賛同し、協力、共存、共栄を図る関係事業者	JBN 連携団体会員所属または、JBN 直接登録の設計事務所	滋賀県木造住宅協会からの対象支援サービス	36,000 円

●お申し込みは随時可能です。

●他団体もしくは直接の JBN 会員にあっては年間登録料を 12,000 円とさせていただきます。

【登録の流れ】



●注意事項

- ① 中途退会された場合は、一度納入された会費はご返却できませんのでご了承下さい。
- ② 更新登録をされない場合は会員資格を失い、再度登録の場合は改めて未納分年会費が必要となります。
(例：4 月に更新せずに 8 月に再登録した場合は、4 月分よりの年会費を頂きます。)
- ③ 更新案内より 1 ヶ月以上ご連絡もなく会費未納の場合は、自動退会となり会員資格を失います。

■お問い合わせ・お申込先：

一般社団法人 滋賀県木造住宅協会 事務局

〒523-0015 滋賀県近江八幡市上田町 175

TEL：0748-37-7185 FAX：0748-37-6982 (担当：衣川)

E-mail：kinugawa@hakko-gr.co.jp HP：http://shiga-kinoie.com/

暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書

一般社団法人 JBN 代表理事 殿

私／当社は、JBN 会員入会申込にあたり、本「暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書」下記 1. から 6. までの記載事項に対して確約し表明いたします。その証として会員申込書の「暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書」確認欄に☑を入れますので、入会の承認をお願い致します。

1. 私／当社は、役員、親会社及び小会社並びにそれらの役員を含め、以下の①から⑥までに掲げる者のいずれにも該当せず、これらの者のいずれとも関係（これらの者に運営に実質的に関わらせ又は賃金供給若しくは便宜を供与し、これらの者を従事者とする等を含む。以下同じ。）がないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約します。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - ⑥ その他①から⑤までに準ずる者
2. 私／当社は、自ら又は第三者を利用して以下の①から⑤までに該当する行為を将来にわたって行なわないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて J B N の信用を毀損し、又は J B N の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他犯罪行為又は①から④までに準ずる行為
3. 私／当社は、1. の①から⑥までに掲げる者のいずれかに該当し、これらの者のいずれかと関係し、若しくは 2. の①から⑤までのいずれかに該当する行為をし、又は 1. に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、催告なしで除名されても一切異議を申し立てず、又、貴法人に対して賠償ないし補償を求めないことを確約します。
4. 3. により貴法人に損害が生じた場合には、貴法人が受けた損害の一切について 私／当社が賠償の責めを負うものとします。
5. 3. により承認会員の承認を取り消すべき事実が判明した場合、承認取得申込者は、J B N が受けた損害の一切について賠償の責めを負うものとする。
6. 私／当社は、私／当社、当社の役員、親会社及び子会社並びにその役員等が 1. の①から⑥までに掲げる者から 2. の①から⑤までのいずれかに該当する行為を受け、又は受けるおそれがあるときは、貴法人に直ちに報告を行なうとともに、警察に通報し、警察の捜査に協力するものとします。

正会員 誓約書

一般社団法人 JBN 代表理事 殿

私／当社は、JBN 会員入会申込にあたり、本誓約書 下記 1. ～ 9. までの記載事項について、確約いたします。その証として会員申込書の「正会員 誓約書」確認欄に ☒ を入れますので、入会の承認をお願い致します。

※解説：

JBN の正会員かつ（登録）住宅リフォーム事業者構成員として、JBN が定める順守事項を正会員様にご誓約いただくことを確認するためのものです。下記の各項目は、国交省の住宅リフォーム事業者団体登録規程（国土交通省告示第 877 号）等にもとづいて JBN の会員規約第 12 条で規定しているものを、簡略化して示しています。項目のすべてを確認の上、会員申込書の「正会員 誓約書」確認欄に ☒ を入れてください。

1. 工事契約について、注文者へ書面を交付すること
2. 請負契約締結時に、内訳を明らかにして、見積書を交付すること
3. 事実と異なる表示・説明、優良誤認表示・説明をしないこと
4. 500 万円（共同住宅の共用部分工事では当該住戸数×100 万円または 1 億円のいずれか低い金額）以上の工事に、リフォーム瑕疵保険を付けること（発注者が文書を持って不要との意思表示をした場合を除く）〔工事金額は税抜き〕
5. 請負契約の概要、保険契約締結等の重要事項を説明すること
6. 会員の状況（許可や資格、工事实績、リフォームかし保険の利活用状況、苦情処理等）を把握するため必要な調査に協力すること
7. 協会の定める義務講習を期限内に受講して専門知識の習得と技術・技能の向上に努め、苦情処理体制を整備・確立するなどして、住宅リフォーム事業を適正かつ円滑に実施すること
8. 届出た会員情報を JBN が消費者に対して開示することを承諾し、住宅リフォーム事業の営業活動において、当協会が事業会員として公表していないにもかかわらず事業会員であると表示又は説明をしないこと
9. 上記 1 ～ 8 に違反した場合には、当協会による指導、助言、勧告、調査等に協力し、是正されない場合は権利停止や除名などの処分に応じること